糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

春曙抄 一

花園紙ハ清少納言乃筆跡也少納言し清原元輔乃ひとめ
おれたる姓を用ひ〻清少納言といふ〻父乃元輔ハ清撰
集乃撰者梨壺乃五人乃ひとり 天暦五年撰集ス 紫宸殿ニ於テ撰ス 頃時文章院ニ於テ撰ス

清原氏系圖

天武天皇——舍人親王——貞代王——有雄——通雄 日本紀撰者 賜清原姓

——房則 豊前守 深養父 内匠允 蔵人所雑色 —— 元輔 肥後守 清少納言 此人歌の作者

——頭忠 春宮亮 下野守

云ふ所清少納言ハ一条院乃皇后宮乃女房ニ〻
山宮后宮ニ仕ふ小中納言道隆公の姫ひとめ定ニ仕ふ
其紙乃不ニ〻ニ〻乃ニ〻なる人と仕ふ也 此系図乃如

三条院の御時淑景舎（道隆の女定子妹）の御方の御ものはかなくせしよりの
ち、愚案抄紙にて淑景舎の御方
に奉りたまへば、世の人々はかなくせし、但し抄紙なりけるを
人々の見まねをして、一条院の長徳年中、長保元年
二年などにもまゐらせたまへり。されども彼宮方
宮も長保二年十二月十五日かれさせたまひ、淑景舎は
三条院の東宮にていらせたまふるゆゑにて四年
ばかりやうにたまひつるに、長保四年八月廿日ごろ
世をのがれたまひぬ。されど和泉式部は二条院の御
宮方にのぼりたまひて、ものの代はりにされば抄紙
はまゐりたまひしにや。抄紙は紙なれば、抄紙にて
書かれたる紙なれば、書きてやはんべらん

新古今集に元輔が詠みて、すみ侍る家の
清め納めすなるは、雪ぞ降りつもりてのち塩
なれば侍りけるなり

赤染衛門

家集

なにとなく宮ばかりは、いづれ苔の垣ねなるらん

又云、宮方宮百人一首物語に清め納めさせたまへ四位の
うちなれば、愚案、一条院の御代のものなり。
源氏の関白殿の定子の宮方に唐織の
ものを清め納めたるものの
上臈の次にまゐりたまひしを、
「さかしらなるものの抄紙にて
かれさせたまひ、清めたまひ」
関白殿の
御方のひとびと、上東門院の
中宮にまゐりたまひ

あづまくだりの伊勢の隠家にて
をんなは男子をあづけうせ
それをせめひたいとの御景色
彼れをうしろ人は時をうしなひ
ひきはなしたる納言
よひのうちに山ぶきをうつ
づくしの風物わ
うしなはれやうれ世
或説に清少納言
をとりつかはしぎ社せをとげ
孤起りしゆ時代にありて一旦
をの人乃ちうんぬ年をうしなひ

題号と枕草紙といふる心は山ぶき紙にて
きはめて枕草紙とかきてうれしくさて
あれば枕草紙とかきてやはり但心草紙乃奥に
おまへは内乃ぬとのをりをしをそこはをかし
うち乃れおてうは史記をんかせをのる
ーと枕ようは主作りとしぶさえて
をうせてをりをあやきをこやはやとはきせどか
わるかんをとをはくさんとせはとあがねぬ
をうかやとくに枕をうをはうはさ
あかりをはてをうは草紙のうれぞをしとはるか
をべし草紙は双紙ととかをうは草紙は物はをはをを
草案草藁をいをうこをはをくはきは清書をもをへ

ざる物とのこうろうや・双紙ハわこをおぐぐわきらう
わ・やうやぐいづまと昔物ごうもうまれ物名をいふし
山さうし乃文祥やごとあきあ物ゆゆく我宝乃玉寶とつて
玉て源氏物語ごうゆ物ゆ縛せうれ〻源氏花草紙とゆつみ
ゆるあや・青田乃業物乃しが物はれく苔ゆ山苔の紙を廣
業せる不くあ乃ゆ・ごうまれあわや・詞乃優美心乃尚雲文
うゆうんとゆまうきゆ物あ
山草紙長本さ白〻くゆう・或ハ二冊・或ハ三冊・或ハ四冊一決し
うう・長今和歌集後撰集源氏物語等ハ宮家ゆ乃御本あ
やうく世ゆ定ゆ伝ゆ乃花草紙ゆ山ゆ乃伝本へと
又出伝ゆず・寛應二年乃玄尾刊ゆ一本を得ゆ上下二冊
玉本紙ゆ〻〻ゆ中古乃写本ゆりさ〻ゆ久意あさ

やりゆく〻ゆう〻朱点をゆう〻且又人〻乃伝宮芹おど
ゆうれゆう・奥ゆ長本あ通かきゆう〻れ伝ゆ〻ハ本
為本を会せく用ゆ本ゆうれ伝ゆ〻ゆ奥ゆ云
往年所持之愚本紛失年久更借出一両之本令書写
之後無證本不散不審但管見之所及勘合用記等註
付時代年月等謬案歟

安貞　年三月

文明七年之仲夏廣橋亞槐送實相院准后本下之本末
両冊見示曰余書写所希也叡命弗獲止馳禿毫彼
旧本不及切句此新写讀而欲容易故此拙之次加朱
點畢

正二位行權大納言藤原朝臣教秀

国立公文書館
National Archives of Japan

用作り、彼老及愚者乃動物乃ごとき人乃官考系圖
作るべし、云て補任、大系圖、系図、系図、大法、作者部類等なり
なぎさ、万、川、舟、八万葉集、古今六帖、三代集、わかの代、
乃撰集家、八集等小動、神社、日本紀、三代實録、正義、武家
ト部乃家説等を引き、佛乃うい、経、を助、古語、漢
家乃諸書、ようんぐ、古詩、八文選、文集のごとき、菅家、草本朝
文粋、朗詠集、など、用ひ、我邦、詩、八、紫式部、
乃乃、山、詩集、物語、八、伊勢、衣服乃名、八、餝抄、拾芥抄、
葉、など、河海抄、花鳥、餝抄、などの類、やうと、朝乃、ふし、八、源氏、伊
勢物語乃諸抄を、はじめ、土佐日記、大和物語、狭衣、宇治拾遺、などの書、
江談、から、なども、古抄、なども、年々、一、の、辞書乃中、なり、
双紙乃、仮名、とする、を、用ひ、詞、ゝ、編小、人乃、高、号、なり、

春八あけぼのゝ、やうゝ、白くなりゆく、曙アケボノ、朝同
夏乃、時、ハ、月乃、ころ、を、なり、
ゝ、小、雅、春、蒼、青、陽、
万物、発生、ス、ル、ハ、春乃、
物、なり、初め、ハ、霞、
ゝ、より、出、霧、
春八、曙、を、賞、
少、納、言、乃、心、
枕双紙、一、乃、形、容、を、
こゝ、より、作、
春八、ゝ、を、賞、
下、実、は、春、
のち、陽、月、百、
哥、合、ゝ、も、春、の、曙
とゝ、ゝ、を、出、
ゝ、
曙、乃、雲、
日、
ゝ、
夏八、夜、　夏、八、異、気、乃、
ゝ、ゝ、ハ、夜、を、賞、

春八あけぼのゝ、やうゝ、白くなりゆく、
山ぎゝ、すこし、あかりて、むらさきだちたる、雲乃、
ゝ、
よる、月乃、
ゝ、
ゝ、
おり、秋、八、夕、
て、山ぎ、八、
ねどころへ、
ゝ、
ゝ、
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月人さよろこびたるくさぐさ車の
をもつひとわかこころふかきさらくおり

八月人さよろこびたるくさぐさ車の
八月ふ八女叙位。絵堂録
こうぐわうこうこうこうこうこう
たりけりや。女叙位八女
乃位階を叙せられ給ふ
唐圖掛てうり又こうう給女王綵ふ八女王こう荊楚歳時記云七日高入。八月為穀其
西宮物江注第。素月晴則所生之物豊隆則災
月晴則所生之物豊隆則災

十五月をもちゐれぜくまつる
餅粥節供進
延喜式圭水式云正月十五日
供御七種粥料米一
斗五升粟黍子蓴菜
子胡麻子小豆各五升塩
四斤こくこう又中宮藤原聚入
えこう事文類聚入
燭宝典曰正月十五日作膏
粥祠門戸荊楚
歳時記云
案時記云

十五月ハもちゐれぜくまつる。かゆのまひ
きかくこくこう。家れどもこうぐのう
ひつをこうわ
をいつくひこくこ
こくこくこくこ
うけこうこうこ
ぐこしぜこ
こわこうこ

かゆのまひきくし勝を
うてハ子をこひかこひ
てゆを章れすこう

さ家ふくばくとあるも
同物。快食西まこ十
るうハいきくこう
ふれのこう学げる
かゆ枝ひきうこはかさ
こうこうぐひこうれと
こくこくこくこくこくこ
ぐこくこくこくこくこ
こくこくこくこくこ
れもこくこくこくこ
こくこくこくこくこ
わんこくこくこくこ
こくこくこくこくこ
家ぐぐこくこくこくこ
ほこくこくこくこくこ
こくこくこくこくこ
ぐこくこくこくこくこ
てこくこくこくこ
あこくこくこくこ

こくこくこくこくこ
こくこくこくこくこ
こくこくこくこくこ

まくらもとにもの
のうひとのとうりも事
をつかさどる　畏の字に礼
うしこちらす　禁中のうちき
変可き也　禁中のうちき
をしるくかの所の本のまうり
打絡て礼変も弥々をもと心
除目乃りて　賜宮の除目
也法華かい所皮清涼記ゆ
用姚識之由見清涼記ゆ
柳葉こそ一稱法花ようの
月十日ちかうるまで行
是こそ年中行事の法を賜
部乃除目とこしまの変
をむねと位せくるしかの
皮とハ法華の部しかを
あくこそしかの皮ようを
をて位変をさだめしれ
ひとかれつり作こと
狂法華ハ法華ハ法華ハ小乗
圖ハ法華圖ハ大乗
まうしの　法華の事は
を姚　極用　法華の事は
こと所悦ハ石車根源か

つ人をのろひすぎ〳〵てらふもいか
事〳〵
四ちうすぐやじうとものくふハらふとぎ
れてのこちわすし除目乃かぐ〳〵ちう
ちうハうとぎ　除目乃かぐ〳〵ちう
ふまうしがぐ〳〵おとしてわる〳〵四位五位わや
うこちらよげちうハいとしのとうげちう。
きてうちちうきすぐ〳〵人よとうく五位
ひ女房乃つかねよりてをのぐ〳〵乃
ひきとうじぐをやりてさぐ〳〵ちう
をやうき人ちハやねをとわ〳〵どいうてく
んよきたうとしまへちいつまへすぐ〳〵ひ
をうはらう。えど感ぬ。こうてあつれられ

名譽國賢名國賢秋滿更任任府返上ありとうの
四位五位乃やうまうらけるハ　職原抄云凡國司者相當五位已下也然而雖四位已上
或隨其望應其撰古今之例也

三月三月　三月三日天氣
杜子美詩　新長安水邊多麗人
朗詠　桃　夜雨輪濕　曙波之眼新嬌　曉風纔吹不言之口先咲　紀納言
事文類聚　桃花生玉澗
柳葉暗金瀧　梁庾肩吾
柳乃やうにうらうら　柳乃やうにうらうら
三月三月うらうらとのどかにてうらうらとの
花乃いろきさらぎしる柳乃ごとにうらうきし
うらうらとれ　ちうぐまのゆふこうらう
おうかりれひろごうらうふうぐれ
ちうらうのちはらてうらうゆる
ちうぐまのちはらてうらうゆる
柳乃やうにうらうら　柳乃やうにうらうら
花ぐもうきさらぎをちうくかりて
おうきあうぐ花ぐもうよさうしうこうふ
れ。柳乃うちうきにいぐうらうきさうく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

濃下集　金銅金物之類
を西宮記に検挑也大上
皇以下四位以上通用
これ以下の人は車をもて
はらの内をとし平張
ありつくやうけつとれハ
車ゑ[illegible]の人ハ[illegible]
ひしに件方ハ[illegible]
人ぞ[illegible]
[illegible]
[illegible]
いづくやらもとめられて
やれど教上人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はとめて出あるまきうく
はいとれい　こと　ぶ　ぶ　ぶ　中
実れ作ふて吟味の生昌ふまひをはのよ
ひめこやの　これも
生昌の事ふう別の
姫宮とハ一品女一宮一条
院皇女陽明門中宮定子の
子　備子内親王と
わこハのわとめ　ひ
袖ハ童女の汗衫のうへに
きこ給れいのかさをあ
こめれうえきいと
あくし　汗衫ハ童女の
うへきる給しあ手の
つよきる給しあ手の
つれやうる給しあ
義兄弟約まりこと
かさこと　かさを　袖の上
ちうせいと言て給へ
ちうせいの　きちうせひ
つき　姫宮ハ　ちうぐう
中宮ハちうさきれ給する土
器　とりものとかとと
とそこうこうこうこひ

ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ひめこやの　ひ
ひめこやの　ひ
せさすべきよ　ひ
あこめれうえ　ひ
つるべきとと　ひ
そと中宮の御　ひ
姫宮の　ひ
かくげう　ひ
サる土器　ひ
せひこうつき　ひ
ほうの御　ひ
ゆをさそこ　ひ
陪膳　ひ
まべもまつり　ひ
人のやこれ　ひ

ひめこやの　これも
生昌の事ふう別の
姫宮とハ一品女一宮一条
院皇女陽明門中宮定子の
子　備子内親王と
わこハのわとめ　ひ
袖ハ童女の汗衫のうへに
きこ給れいのかさをあ
こめれうえきいと
あくし　汗衫ハ童女の
うへきる給しあ手の
つよきる給しあ手の
つれやうる給しあ
義兄弟約まりこと
かさこと　かさを　袖の上
ちうせいと言て給へ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ちうせ　ちうせ
ひめこやの　ひ
ひめこやの　ひ
せさすべきよ　ひ
あこめれうえ　ひ
つるべきとと　ひ
そと中宮の御　ひ
姫宮の　ひ
かくげう　ひ
サる土器　ひ
せひこうつき　ひ
ほうの御　ひ
ゆをさそこ　ひ
陪膳　ひ
まべもまつり　ひ
人のやこれ　ひ

きうこ小ちのさきう
きうこ小ちのさきう
きうこ小ちのさきう

いとんとそ
ぎてていぬれい　辞の字
辞退乃やし　ぬつるもの
れどいのひて　ぬて
ひて　ぬ
つるこをさるを
生居ごひし　惟仲の
しるをさみ
とよせと　中
のよ

辞退をてし
ぎてていぬれど
ごとのの
とまねびけい
よび出ぎさう
きげりつぎ
りとてわく
こをつ人乃わ
とてつけ
くきもいと
ぬ

ぬ
ぬ
ぬ

[illegible]ハ天王の[illegible]の陸奥の名[illegible]を供[illegible]
[illegible]朝[illegible]間[illegible]
[illegible]
義人[illegible]
長保二年正月廿七日義人
陸奥守従四位下満忠男
あつまりてかりさうぐ
内裏の犬を射る。義人
勅[illegible]
禁秘抄云大将義人承
御下知所衆瀧口衆瀧口
帯弓箭儲所々射大所
衆入縁下狩出下畏
[illegible]義人
[illegible]禁秘抄云
着布衣旦暮候御[illegible]所
勅使等公役所作[illegible]
職原抄云摂武勇之輩
可補[illegible]
[illegible]詞[illegible]
奥[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]犬の[illegible]
[illegible]犬[illegible]

[illegible]犬[illegible]
[illegible]
[illegible]

犬乃ほびーけ
あそれまろ
あどいふ
いれどぞ
よせど
ある
とわ
り
めれ
るこ
うれ
つれ

中ごろ乃陸奥
ごうぐ
れど
やし
れて
らん
とう
ありぬ
とう
わる
ぬる
ぬる
ぬ

[illegible]

犬[illegible]

[illegible]

[illegible]

四月一日 三月ニ
そより別りすしおふ
元日上巳ノ
うでこ又年後の
ゐをはれてよと
五月ノ
黄梅ノ時節ノ
小時さ

四少 ハ
三体詩ニ高岑高適
雨朋 李文類翠云重陽
日陰雨凄々 蹴馬萱前泥
拍肚竜山會上 水平脚

おろひ
蒲ノ
ハ日わ
ハ
ハ
ハ

勘物ニ權中將成
信 四品兵ア(?)ヲ弘平親王同
從四位上左近中將は名
去年
定俊卿の 勘物ニ長保
二年三月十七日ノ定證ノ
補眞福寺別當
山ちよつ〻〻 眞福寺と
いつもし 俗ノ不比等の建
立し元亨釋書ニ有
よろづ〻〻 定俊眞福寺ノ別當ノ事ハ
近衛つ〻〻〻〻
成信名ハ左近衛中將ノ補せられ
府ハ名ハ左ノ〻〻〻〻〻〻〻武勇の職也 左ハ弟
乃あを 警固とも 職也 近衛ハ門内を警固
すもこそ〻〻〻〻〻〻 お日成信ノ乃のひ
屋ハ〻〻〻〻〻〻〻

中ノ井ノ井也　こはの井　八幡宮

楽紀天慶四年四月廿日

平将門謀逆報賽也　又曰

舞人郎上退到竹堂東次右祖進舞求子畢舞人自下退大比礼後使舞人退出畧記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

名を持きくんとてなの　おつるとうの
山ちゃ　これよいかるる人の　ちゃ　しこてん
あをいろの別　こうきゃ　かうこれ　ぜんぜん
乃月お上川　例の古物　ぐてい　ちゃ　かこれ　ぜんぜん
のこきれ　ちゃ　お別　赤御

職原抄　六位職事　又聽禁色至極龍者
着麹塵袍申下殿服之後也晴時雖下簾着之　職事ゝ差人のこと
いふ　ちゃ　御門　大和

海を　赤御　仕殿の門にあり
みうらし　よるさのうし　かくちのうし
いせのうし　伊勢　公卿城中
わかあを
きうすれ浜　志摩須賀
海　三ちゃし
うすあれ　ちゃ　赤御
八ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ

みさごき　安寧紀云帝王所葬曰山陵。帝代の墓
うぐひすのこ　ちゃ　延喜式に一諸陵寮小遠陵近陵　ちゃ　ぐ　ちゃ
名　ちゃ　ちゃ。但仁徳天皇と百舌鳥野の陵　ちゃ　ぐ　ちゃ
かしこ　ちゃ　ちゃ　延喜式源部武弘　柏原陵　平安宮御宇　桓武天皇在山城國紀伊郡　下畧
あめのこ　ちゃ　ちゃ　延喜式　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
乃山科の陵　ちゃ

桓武天皇崩御墓
みさごきハ
うぐひすのこ　ちゃ　ちゃ　かしハ　ちゃ　ちゃ
きゃ　あめ乃　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ

近衛陽明門　陽明門　いハハ　二条一条　ちゃ　殿の
検校　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
子細　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
二条　一条　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
二条院ハ二条の北洞の東　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
天暦の母　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
南　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
せりゐ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
せりゐ　清和院　ちゃ。正親町　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ

正親町　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
院　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ
ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ　ちゃ

すがりのの人島解由小路の南烏丸の西一町。道真公の住所。或は多議是善の家や。當時勸學院をしてとの野[illegible]氏[illegible]目祐氏[illegible]て枇杷をうえて神の御[illegible]
[illegible]ぜんの　本は冷然院なりしを火災よりうつし[illegible]染の宮を移して冷泉院といふ。拾芥
抄に大炊御門の南堀川の西洛西の帝の住宮に冷泉院。累代の法皇の院。弘仁亭[illegible]
朱雀院　淳和帝の[illegible]ハ[illegible]とよりうの三条の北朱雀の西四町。四条の北西の坊城の東[illegible]
とうゐん　洞院うや
小野宮　大炊御門の南烏丸の西惟高親王の家。定頼これを傳領す。法性寺も傳領[illegible]
こうでい　紅梅殿ともいふ　賜井戸　一条の北東洞院の西の角井戸[illegible]
あぐゐのゐど　[illegible]
むとめてゐすゑてまゐる者　都人もそれ[illegible]
とう三条　[illegible]
乃南町の西の南北二町。忠信公の家。貞信公大入道殿傳領[illegible]
こ六条　楊梅乃ゐ烏丸の西。[illegible]院ともいふ。[illegible]
こ一条　近衛の南洞院乃西。[illegible]の家。[illegible]
[illegible]これも[illegible]おりあり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

の殿よりはまれにあり。[illegible]
[illegible]
[illegible]

中宮の女房の
[illegible]
[illegible]
村上の御時　六十二代天暦
乃帝代[illegible]
第十四の皇子[illegible]
宮[illegible]
[illegible]
[illegible]

こゝろ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮内庁書陵部

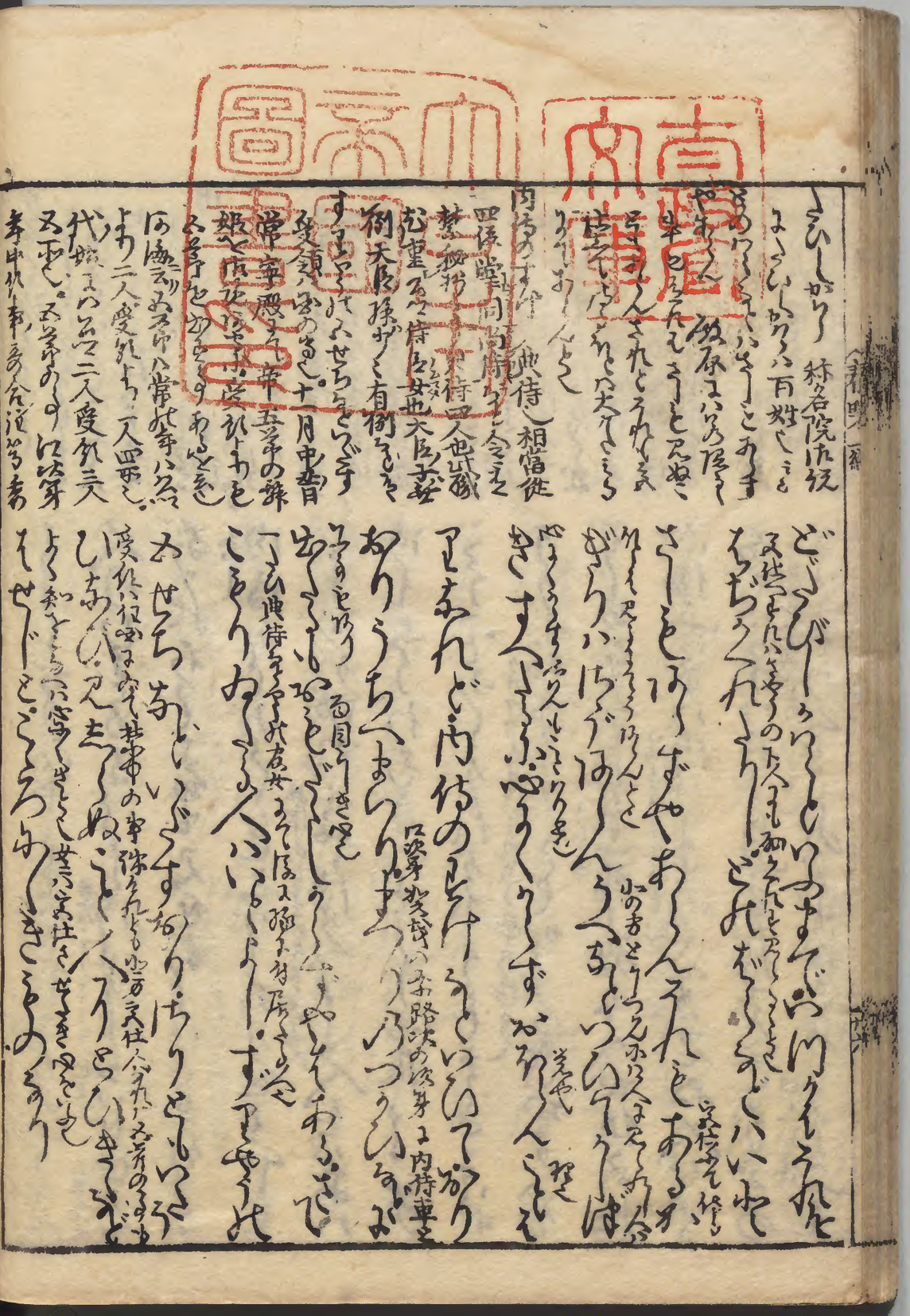

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan